

厚岸町ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動に関する協定書

厚岸町（以下「甲」という。）と釧路方面厚岸警察署（以下「乙」という。）は、安全で安心なまちづくりを推進するため、「ドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動」（以下「まちの見守り活動」という。）を行うための連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所有する公用車並びに町内の事業所及び団体（以下「事業所等」という。）が所有する車輛に搭載したドライブレコーダーを活用することにより、まちの見守り体制を充実及び強化をし、地域の安全の見守りにつなげるとともに、当該ドライブレコーダーの記録情報（以下「記録情報」という。）をもって、乙の犯罪捜査に協力するために必要な事項を定め、甲の安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

（まちの見守り活動の実施に係る協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、事業所等に対し、甲が行うドライブレコーダーを活用したまちの見守り活動の実施に係る協力を要請する。

（記録情報に係る提供の協力要請）

第3条 乙は、犯罪捜査のために必要があるときは、甲に対し、記録情報の提供の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を受けた場合は、前条の要請を受けて協力をする事業所等（以下「協力事業所等」という。）に対し、当該協力事業所等が保有する記録情報を乙に提供するよう協力を要請するものとする。

3 甲及び協力事業所等は、前各項の規定による要請を受けた場合は、乙に対し、記録情報その他当該要請に関する情報を提供するよう努めるものとする。

4 乙は、第1項の要請を行う場合は、原則、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、書面により照会を行うものとする。

（まちの見守り活動の実施方法等）

第4条 甲は、まちの見守り活動の実施及び第2条の規定による要請に係る実施、周知及び要請方法その他必要な手続き等を別に定めるものとする。

（個人情報の管理）

第5条 この協定の運用に関し、甲及び乙は、町の個人情報の取扱いに関する事項を定めた条例その他の法令等を遵守し、協力事業所等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令等を遵守するとともに、知り得た情報は外部に漏洩することなく適正に管理するものとする。

2 乙は、甲及び協力事業所等から提供を受けた記録情報を適正に管理し、第3条の要請に係る目的以外に使用しないものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の運用にあたり、甲及び乙の連絡責任者は、次に掲げる担当課の長とする。

（1）甲 厚岸町 町民課

（2）乙 釧路方面厚岸警察署 刑事・生活安全課

（実績報告）

第7条 乙は、第2条の規定に基づき記録情報の提供を受けた件数及び記録情報の提供により犯罪捜査の解決に結びついた件数について、実施年の1月1日から12月31日までに甲に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、この協定の締結日からとし、甲及び乙が協定の終了を通知しない限り、効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定書の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年11月13日

甲 厚岸町

町 長

若狭 靖



乙 釧路方面厚岸警察署

署 長

遠藤 広行

